

# 調 査 の 概 要

## 1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び第124条に定める専修学校並びに第134条に定める各種学校である。

なお、大学、短期大学、高等専門学校及び国立の諸学校については、文部科学省が直接調査する。

## 3 調査期日

平成20年5月1日現在

## 4 調査の種類、調査事項及び申告者

調査の種類	主 要 調 査 事 項	申 告 者
学 校 調 査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学 校 長
学 校 通 信 教 育 調 査	学校数、生徒数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	同 上
卒 業 後 の 状 況 調 査	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部） 卒業生の進学及び就職状況	同 上
不 就 学 学 齢 児 童 生 徒 調 査	就学免除者、就学猶予者及び1年以上居所不明者数、平成19年度間の死亡者数等	区 市 町 村 教 育 委 員 会
学 校 施 設 調 査	私立学校及び公立専修・各種学校の土地、建物の面積等	私立学校設置者 及 び 学 校 長

## 5 調査方法及び調査系統

- (1) 全数調査で自計申告による。
- (2) 調査の一部を電子調査票収集システムにより行った。
- (3) この調査は、下図の系統により行った。

